

令和元年10月 農業委員会総会

1. 開会日時
閉会日時

令和元年10月24日(木) 9時00分
令和元年10月24日(木) 10時45分

2. 場 所

川棚町中央公民館講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番
4番 5番 6番
7番 8番 9番
12番 13番

(欠席 10番 11番)
(遅刻 なし)
(早退 15番)

4. 最適化推進委員

17番 19番

5. 議事録署名人

7番 13番

6. 付議事件

第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 協議事項

第12号 川棚町農業振興地域整備計画の変更について

8. 報告事項

- ・農地改良等届について
- ・行事報告

9. その他

- ・全国農業新聞購読の推進活動について

令和元年10月 農業委員会総会

事務局長

「ただいまから令和元年10月の農業委員会総会を開催いたします。」

(総会成立要件)
(過半数以上の出席)

「本日は〇〇委員と〇〇委員が欠席です。委員13名中11名の出席ですので、総会は成立していることをご報告いたします。また、本日は推進委員の〇〇推進委員、〇〇推進委員にも出席いただいております。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、10月の行事及び11月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「次回現地調査日を11月20日、総会開催日を11月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし。」

会長

「それでは、次回の現地調査の日程を11月20日、総会開催日を11月25日といたします。」

会長

「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員ですのでよろしくお願いします。」

会長

「次に、事務局から農地改良届けについてお願いします。」

事務局

農地改良届出について説明と報告について

会長

「報告事項が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。」

会長	<p>議事録署名人を〇〇委員と〇〇委員にお願いいたします。」</p> <p>「それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による3条1番、2番の許可申請について審議を行います。事務局から1番2番一括して説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>2ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました、議案第10号3条の許可申請については、それぞれ、委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」</p> <p>「3条1番の許可申請について、調査委員の〇〇委員より説明をお願いします。」</p>
委員	<p>「13番、〇〇です。21日に、〇〇委員、〇〇委員、地元委員の〇〇会長と推進委員の〇〇さん、事務局の2名と私で調査をいたしました。</p> <p>ここは、前々から田でありまして、〇〇公民館の前を通り過ぎて左手に進むと右側は段々に登りつめる田になっておりまして、現地は丁度真ん中あたりでした。</p> <p>〇〇さんが耕作をされていた所で水田として利用するのに何ら問題は無い所と思います。」</p>
会長	<p>「続いて、地元委員は私ですので、私が説明をいたします。</p> <p>ここは、〇〇〇を過ぎて佐世保に向かう〇〇の〇〇〇〇の手前でその右側の傾斜のついた水田地帯です。</p> <p>構造改善事業の基金で整備され、綺麗に排水等の工事をされたにも関わらず、排水が悪い場所なのですが、お互いが元気なうちに、〇〇さんが買って、耕作をすると言う事でした。特に問題は無いと思います。」</p> <p>「続いて、地元 〇〇推進委員から説明をお願いします。」</p>
推進委員	<p>「19番、〇〇です。お二人の説明で問題は無いかと思っておりますので、そのままこの案件は、進めていいと思います。」</p>

会長	<p>それでは、「これより議案第10号3条1番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
全委員	<p>質疑なし</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第10号、農地法第3条1番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第10号 農地法第3条1番の許可申請については許可することに決定します。」</p> <p>「それでは、引き続き、3条2番の許可申請について、まず、調査委員地元委員をかねて〇〇委員より説明をお願いします。」</p>
委員	<p>「6番、〇〇です。先程、〇〇委員からお話がありましたように、〇〇委員、〇〇委員、私、事務局2名、〇〇推進委員で調査を行いました。場所は、〇〇方面から上ると、10ページを見ていただくとわかるように、〇〇から〇〇方面に向かうと大きな三叉路に出て、左側の道を奥に下った所でした。〇〇〇〇31-13の現況は、山林原野で雑木が生えている状況です。〇〇さんのみかん園も〇〇〇〇31-8です。今回の計画で改植の準備を始めており、移植もみかんの木を切って準備されているそうです。周りが山の谷になっていますので、霜も降りず、拓けた状況です。」</p> <p>「また、〇〇さんの〇〇〇〇に話を聞いたところ、〇〇〇〇が亡くなってみかんが出来ないので、3年程前に止めたそうです。周りにも迷惑をかけたくないし、みかんの木は切った状態であったそうです。その後、雑木が生えていたのですが、〇〇さんが基盤整備できちんと耕作しようとお話を頂いて、『よろしくお願ひします。』という事でした。したがって、〇〇さんも苗木を準備されて後は基盤整備が整えば植えると言う事でしたので何ら問題は無いと思います。」</p>
会長	<p>「続いて、地元 〇〇推進委員から説明をお願いします。」</p>

推進委員	<p>「15番、〇〇です。〇〇委員が言われましたとおり、21日に現地を調査いたしました。</p> <p>場所についても説明があったとおりで、みかんを作る場所として良い環境と、〇〇さんもみかんを作っていたと言う事と〇〇さんも〇〇地区で主にみかんを作っていたと言う事、兼業農家ではありますが、経営拡大を目的として今回申請が出されたと言う事でした。特に問題は無いと思います。」</p>
会長	<p>「それでは、議案第10号3条2番について質疑を受けます。質疑等ございませんか。」</p>
全委員	<p>質疑なし</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第10号農地法第3条2番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第10号農地法第3条2番の許可申請については許可することに決定します」</p> <p>「それでは、次に議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」</p>
事務局	<p>ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「農地の区分は農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない主集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
会長	<p>「それでは、調査委員の〇〇委員説明をお願いします。」</p>
委員	<p>「4番、〇〇です。21日に事務局2名と〇〇委員、〇〇委員現地で〇〇委員、〇〇推進委員と合流いたしまして、現地を調査いたしました。</p> <p>先程、事務局より説明がありましたとおり、20ページの〇〇</p>

	<p>〇〇〇の工場の道向かいが現地で、そこに〇〇と書いてありますが、ここは空き家になっています。その隣りの2筆が1枚になって、高い方から低い方へ土を持っていき、平にすると言う事でした。雨水も溜桝に入るようになっていきます。周りにも特に影響も無く大丈夫と思います。」</p>
会長	「続いて、地元委員の〇〇委員から説明をお願いします。」
委員	<p>「8番、〇〇です。ここは、3年程前に所有者の〇〇〇〇〇さんが亡くなられ、子供さんがいなかったの、姉妹の娘に相続がありました。その方が〇〇さんで、農業もしていなくて、お住まいも〇〇町の方におられ、農地の管理を、遠縁の〇〇〇さんに任せられました。この〇〇さんの姉が音琴に嫁がれ〇〇さんになられ、その息子さんが申請者の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>今は、〇〇郷のアパートにお住まいで、今回譲り受けて家を建てるそうです。建てるにあたり、2筆を1筆に整地をいたしまして建てる計画のようです。日照や下水、排水については、問題は無いと思います。」</p>
会長	「続いて、地元〇〇推進委員から意見ををお願いします。」
委員	「17番、〇〇です。21日に委員さん方と、現地を調査いたしました。今、説明がありましたとおりで、私と同級生の〇〇〇さんが3年程前からされておりました。今もこの周りに田を耕作されておりますが、現地は、水稲には水の確保が難しいと言う事で、作らない年もあったと言う事でした。ここを見た時に先程、〇〇委員も言われたとおり、排水等道路に隣接して、私が思ったのは日当たり良好、住宅建設には好条件で、そのまま進められていいかと思いました。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「特に無いですか。質疑など無いようですので、許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」

会長	「異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。」
(休憩)	休憩 5分
会長	それでは、引き続き議案第12号「川棚町農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」
事務局	<p style="text-align: center;">議案朗読後</p> <p>本議案は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、川棚町農業振興地域整備計画の変更を行うため、同法施行規則第3条の2の規定により、川棚町長から意見を求められたもので付議するものです。</p> <p style="padding-left: 40px;">農振地域整備計画の全体見直しにかかるものです。</p> <p style="padding-left: 40px;">変更内容の概要については農政の担当者から説明いたします。</p>
農林水産係長	<p style="text-align: center;">概要説明</p> <p>「農業振興地域整備計画について、農業振興地域整備に関する法律に基づき、県が指定した農業地域が今後、農業を振興していく農地を束ねると言う目的で農用地利用計画、あと29ページから記載しております、計画書、マスタープランの二本立ての計画をたて、5年ごとに見直して、どう、農業を振興していくかという町の姿勢を定めるものであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">29ページから目次も含めて記載しております。</p> <p>現在進行中の農道の整備ですとか、耕地係が主管しております、農用地と保全整備計画などを記載しております。</p> <p style="padding-left: 40px;">農業経営をどのように安定させるか、機能累計、営農累計の模範となるものを定めたり、これから問題となる担い手の農地の集積についてなどをどのように進めて行くのか、農地中間管理機構を勧めたりなどの文言を記載しております。</p> <p style="padding-left: 40px;">計画の中身については、各自お目通しをお願いします。</p> <p style="padding-left: 40px;">マスタープランの中で今回変更としているのが、中身は差ほど変えてはいません。20年前の文章、言葉だったので、事業の内容と県の基本方針と言うものがありますので、そちらの方の整合性を取りながら、変更を行うとして案を作成しております。」</p>
農林水産係長	「別途、お配りしている地図3枚、先程申し上げた、町がこれか

ら農業を振興していく、農業の農用地区域を定めるものですが、1枚目が、今回の変更後、黒で区切られた所が、農振農用地として生きていく、2枚目が前回の農業振興地域から除外されるものと編入されるもの、赤が左下、真ん中下、ぼつぼつとありますがこちらが編入、農業振興地域に編入というもの、この色以外の除外の理由があるので、その他の色が除外をするものです。

ここで特別なものが、平成24年ぐらいに完成した〇〇〇の土地改良事業に関しては、一度除外をして、換地して編入をしておりますので真ん中の黒丸、27haは一度除外をして、編入と言う事です。実際は赤になります。

3枚目が変更前の農用地区域、これをご覧いただくと2枚目の除外をする所を見て頂きたいのですが、この黄色で表されているものが、農業委員会が農用地ではない、非農地通知を出した、非農地通知排出済みによる除外で色分け、農用地から除外をしております。

あとは、〇〇地区の〇〇〇関係の除外であったり、〇〇地区、〇〇地区の〇〇〇辺りはこれを待って、農業を振興しないなど、要望書等も地区から頂いておりますので、まとめて除外をするなら認めると言う事で県と打ち合わせをしております。今回除外をする事となっております。

ただ一つ、〇〇で解りづらいのですが、一枚目の変更後というのがありますが、紙の真ん中、折り目の中心部にあります、〇〇さんの下あたりの農地、上組のダイラ1番、ダイラ2番とかは、まとまった農地の中にぼつぼつと山林原野化したもの、いくつかありますが、ここについては非農地通知が出ているのですが、農振農用地からは外してはいけないと県との協議の中でありまして、ここは、実際は農地ではないが、農振農用地であるので、開発をする場合は、農振から外す手続きをするようになるので、そういった事をこれから皆さんにどういうふうに周知、どういったかたちで所有者の皆さん、担当の農業委員、推進委員も含めて、今後引き継いでいかなければならない事で、法律違反になるのでそのあたりをどういう風にもっていくかを考えていかなければと思っています。」

「昨年、皆さんにこの農地はどうしますか、と言う事で各筆、各筆で確認をしてもらい、〇〇、〇〇、基幹農道の近くは基本、原則抜かない。としてご意見を伺っておりますので、細かい所、小規模の農地の所であっても省いて行きます。

山林原野で非農地通知が出てしまった所は抜こう思いましたが、

農林水産係長	<p>容認ゾーンとして、県は間が中抜けするのは認めないと言う事です。</p> <p>外側からジワジワ浸食するのは仕方がないが、真ん中がぼつぼつと空くのは認めないと言う事です。」</p> <p>「農業振興地域として、位置づけをなさいますと言う事でした。」</p> <p>「あと、農振農用地の要件として、過去に圃場整備を行った所は、農業振興農用地として残しなさい。という規制があります。」</p>
会長	<p>「ただいま、農振計画の概要について説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。」</p>
会長	<p>「それでは、〇〇の〇〇〇の水田地帯は要望があれば、外すと言う事ですか。」</p>
農林水産係長	<p>「〇〇〇については、『全体を外すので許可します。』と言った事で認められています。」</p> <p>「実際、〇〇の〇〇のお茶畑やみかん畑もジワジワとかなり浸食はされていますが、ある程度のブロックに分けて、そのあたりの耕作者がそれぞれ違うと言う事を、県に説明してその4ブロックが残っているとかはあります。</p> <p>今回、16年ぶりに農地の見直しをしているので、いろいろと状況が異なるのですが、そのようなかたちで農振農用地を変更する事にしております。」</p> <p>「今後、今回の変更が終わっても、具体的に農地転用の可能性があつて、先程の農振農用地の真ん中でなければ、端っこからであれば農振農用地を外して農地転用をするのは可能となつて行きます。ご認識を頂ければと思います。」</p>
委員	<p>「来年の3月から、中山間の交付金などの5年に1回の見直しがあると思いますが、迷惑になるからと言って、真ん中から外すとかは出来ませんよね。いろんな事を加味しながら相談していかなくてはなりませんね。」</p>
委員	<p>「今、ご意見があつたように、町で実施している多面的直接支払制度、中山間直払制度と言うものの協定農町地は農振農用地でなければと言う事が必須条件なので、中山間は、草刈り、維持管理をきちんとしていけば良い制度なので、途中抜けてしまうと、連</p>

	<p>単しておかなければならないとかの規制があったり、来年からの新たな中山間は連単で、とかは、農地を守ると言う事で、良い事業でもありますので、活用をお願いします。」</p>
会長	「入り作地も振興地に入れてもいいのでしょうか。」
農林水産係長	「入り作地も大丈夫です。」
委員	「農地水とか別の話ですが、減反で荒れてしまったらどうしたらいいか。そのままにしている所があるが。」
農林水産係長	「非農地通知が出てしまった所の話ですか。」
委員	「わからない。」
農林水産係長	「そこは、もう農地ではないと言う認識ですので、ある一定のタイミングで協定から外すと言う事を考える必要があると思います。」
会長	<p>「協定を結んでいる所で荒れている場所は、なるべく綺麗に刈り取っておかなければ、会計監査がいつ来るかがわからないので、きちんとしておくように。</p> <p>〇〇でも気づかずにあった事がありました。会計検査が来ると言う情報があった時に、役員で刈り払いをしたことがありました。大きな木があった時は、ユンボで綺麗にして、固めて畑にして対応をしました。会計監査は来ませんでした。今回は、見直しでそこは外しました。」</p>
農林水産係長	「今後の変更の流れは、ご意見を頂きまして、最終調整をして事前協議、あとは、30日間の公告縦覧です。15日間の意見の募集期間、意見があればそれを処理して、最終的に県と協議をして可能であれば、1月中、下旬をめどに変更を終了出来ればと思っています。ご協力をお願いします。」
農林水産係長	「また、公告後、ホームページに載せますので、そののちに業者等が動き出したりするかもしれませんので、そこはメリハリをつけて対応をお願いします。」

農林水産係長	「本地面積がだいぶ減るのではないかとと思いますが、理由としては、近代化が見込めないと言う事があるかと思いますが。」
会長	「〇〇な場所で、農道も無い、水も無い所で一人でもやりたいと言う方もおられ、そういう所も希望を聞いて、組み入れておくと言う事は考えていますか。」
農林水産係長	「農業振興、農振農用地にいておかないといけない理由としては、農業者の皆さんがお金を借りるとか、あとは、特に農地中間管理事業と言うものの農業振興地域内であれば大丈夫なので、農振区域から外れても、そこまで影響はないのではないかとと思います。溜池の補修、改修などそういったものも確認はします。営農に支障が無い様にしようと思っています。」
会長	「溜池の改修は、あちらこちらにちらばっていますが、予算が確保できるのでしょうか。かなりお金が掛かる仕事です。」
農林水産係長	「法律が施行されて、溜池を持っている人は、その状況について報告をしなければいけないとか、技術係が説明会等を開いているようですが、それをして緊急性の高いものや利用者が多い所から優勢順位を決めてやっていく事になると思います。」
会長	<p>「何か、ご質問はありませんか。」</p> <p>「後は、事務局で訂正等をして頂いて、貯蓄タンクではなく、貯水タンクに訂正などがあるようです。修正、添削をお願いします。」</p> <p>「質疑等内容ですので、これから採決に入りたいと思います。事務局採決の方法について事務局より説明願います。」</p>
事務局	<p>「特に今回の説明で反対意見等もないようでしたので、当日配布に掲載しています議案12条関係資料、意見書案『本計画案については、地域農業の振興を図る総合的な観点から策定されたものであり、妥当であると判断する』という意見書でよいか採決をお願いします。」</p> <p>「令和元年10月11日付け、川棚町長より意見を求められた標記を下記のとおり回答します。川棚町農業振興地域整備計画の変更について対する意見（案）として、『本計画案については、地域農業の振興を図る総合的な観点から策定されたものであり、妥</p>

事務局	当であると判断する。』という事でよろしいか、採決をお願いします。」
会長	「それでは、挙手による採決を行います。 この意見書案に賛成の方は挙手をお願いします。」
全委員	全員挙手
会長	「賛成多数でありますので、農業員会の意見として川棚町長へ通知します。」 「以上ですべての議案の審議を終了しました。」 「続いて、協議事項に移ります。事務局よりお願いします。」
事務局	※ 全国農業新聞購読者のあっせん（若い世代確保を目標） 「以上をもちまして令和元年10月の農業委員会総会を終了いたします。」 会長 議事録署名人 議事録署名人